



## 被疑事実の要旨

被疑者葉梨康弘の政治資金管理団体「信和政経懇話会」の会計責任者である被疑者■■■■■は、令和2年分収支報告書の提出にあたって、備品・消耗品費として「国旗代」を支出したかのごとく虚偽記載を企て、「自由民主党茨城県第三選挙区支部」宛てに別途発行されていた領収書に対し、その宛名を「信和政経懇話会」と改ざんして偽造し、この写しを収支報告書とともに茨城県選管に令和3年5月25日提出しました。

また、被疑者葉梨康弘は上記行為について被疑者■■■■■と共謀していれば、私文書偽造・同行使罪、収支報告書の虚偽記載罪の共同正犯です。仮に上記行為を知らなかったとしても、会計責任者を選任・監督する代表者としての注意を著しく怠った結果であり、政治資金規正法25条2項に違反しています。

## 不起訴処分を不当とする理由

上記被疑事実について、申立人は令和4年9月17日付で水戸地検に告発状と証拠資料5点を提出しました。水戸地検からは「不起訴」とする同年12月19日付処分通知書と、不起訴処分理由を「嫌疑不十分」とする同月23日付告知書がそれぞれ神谷検事名で送付されてきました。

法務省事件事務規程は第75条第2項で「被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なとき」に「嫌疑不十分」として不起訴裁定すると定められています。

しかし、茨城新聞は同年10月1日付記事で「『信和政経懇話会』と印刷された紙を宛名部分に貼り、宛名を書き換え処理」と報道し、葉梨事務所が「電子領収書のため発行元で修正が困難と思った」とコメントしたと伝えおり、領収書偽造を認めています。偽造領収書の現物は信和政経懇話会事務所に、写しは提出先の県選管に保存されていると推測され、証拠は不十分ではありません。

会社員が領収書を偽造し会社に経費請求すれば、懲戒は必至です。高い倫理感が求められる政治家を不問に付す今回の不起訴は市民感覚的にも不当です。

## 備考

住居：〒302-0024 茨城県取手市新町■■■■■  
職業：衆院議員（前法務大臣）  
氏名：葉梨 康弘  
生年月日：昭和34年10月12日

※ 被疑事実の要旨欄、不起訴処分を不当とする理由欄が不足する場合は、備考欄又は別紙を利用して作成してください。